

「OECD責任ある企業行動に関する 多国籍企業行動指針」と 「日本NCP」

2025年3月

外務省経済局
経済協力開発機構室

※OECD多国籍企業行動指針原文、日本語仮訳、日本NCP手続手引等の関連情報は、
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html> からダウンロード可能。

「OECD責任ある企業行動に関する 多国籍企業行動指針」とは？

内容

参加国の多国籍企業に対して、企業に期待される責任ある行動 (Responsible Business Conduct, RBC) を 自主的に 取ることを求める勧告。

※1976年の「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」の一部。2023年6月に6度目の改訂版が採択された。

行動指針がカバーする分野：
情報開示、人権、雇用・労使関係、
環境、贈賄、消費者利益、科学・技術、
競争、納税

参加国 51か国

OECD加盟国38か国
＋
非加盟国13か国

アルゼンチン、ブラジル、ブルガリア
クロアチア、エジプト、
ヨルダン、カザフスタン、
モロッコ、ペルー
ルーマニア、チュニジア
ウクライナ、ウルグアイ

参加国政府は、多国籍企業に対し、
行動指針の普及活動を行う。

「行動指針」の普及、「行動指針」に関する照会処理、問題解決支援のため、
指針参加国は、「各国連絡窓口」(NCP: National Contact Point)を設置。

「OECD多国籍企業行動指針」の概要

序文	「行動指針」の基本的性格や背景の説明。
I. 定義と原則	「行動指針」は多国籍企業に対し、良き慣行の原則・基準を提供。「行動指針」の遵守は任意のものであり、法的に強制し得るものではない。参加国政府は「行動指針」の普及を促進し、「各国連絡窓口(NCP)」を設置。2023年の改訂では、多国籍企業についての詳細な定義は引き続き設けない一方、新たに「(企業構造、活動の)国際的な性格」または「形態、目的、活動の商業的性格」が主要な要素であるとの説明を追記。
II. 一般方針	持続可能な開発の達成、人権の尊重、能力の開発、人的資本の形成、良いコーポレート・ガバナンスの維持等のため企業は行動すべき。リスクに基づくデュー・ディリジェンスを、サプライチェーンを含む企業活動による悪影響を特定、防止、緩和するための主要ツールとして導入。2023年の改訂では、企業によるサプライチェーンの下流へのデュー・ディリジェンスの適用範囲に関し、下請け、フランチャイズ、顧客、合併パートナー等を明示するとともに、下請け企業等の関係先が多い場合、企業はデュー・ディリジェンスのリスクが高い主体を優先すべきとされた。
III. 情報開示	企業は、活動、組織、財務状況及び業績等について、タイムリーかつ定期的に情報開示すべき。企業が情報開示すべき重要情報と、企業による情報開示が奨励される情報を例示。2023年の改訂では、財務情報だけでなく、人権や環境などの責任ある企業行動に関する情報の開示への期待の高まりを反映した。また、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」との整合性を確保。
IV. 人権 (2011年に新設)	企業には人権を尊重する責任があり、自企業及び取引先の活動等において、適切に人権デュー・ディリジェンスを実施すべき。2023年の改訂では、人権擁護者、先住民に関する記載を強化。
V. 雇用・労使関係	企業は、労働者の権利の尊重、必要な情報の提供、労使間の協力促進、途上国で活動を行う際の十分な労働条件の提供、訓練の提供、集団解雇の合理的予告等を行うべき。2023年の改訂では、結社の自由と団体交渉権の重要性を強調。

「OECD多国籍企業行動指針」の概要(続き)

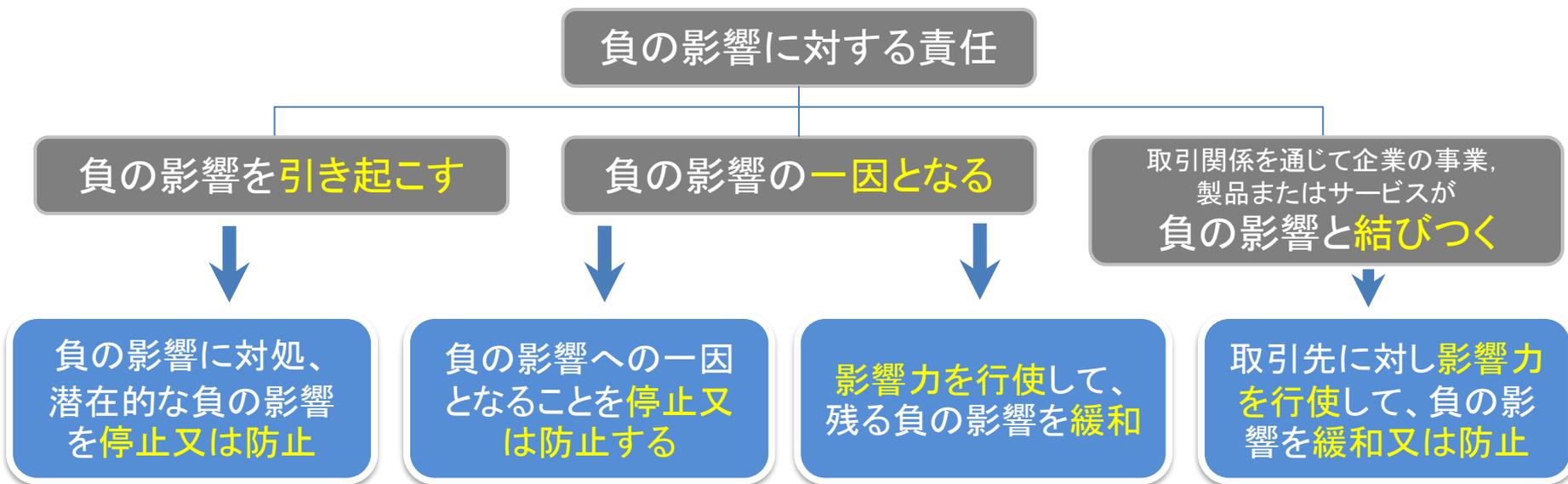
VI. 環境	企業は、環境、公衆の健康及び安全等を保護し、持続可能な開発の達成等に向け十分考慮を払うべき。2023年の改訂では、気候変動と生物多様性等に関する責任ある企業行動の期待を明確化。初めて、気候変動の緩和(温室効果ガス排出削減と森林などの吸収量増加)と適応(自然生態系や社会・経済システムの調整による悪影響の軽減等)に対する企業の責任を明記。
VII. 贈賄及びその他の形態の腐敗の防止	企業は、賄賂その他の不当な利益の申し出、約束又は要求等を行うべきでない。2011年の改訂により、対象範囲を贈賄要求、金品の強要の防止にも拡大、少額の円滑化のための支払いについても言及。
VIII. 消費者利益	企業は公正な事業、販売及び宣伝慣行に従って行動し、提供する物品・サービスの安全性と品質確保等のため合理的な措置を実施すべき。消費者情報を保護し、誤解を招きやすい販売活動を防止し、弱い立場にある消費者やEコマース等にも適切に対応すべき。
IX. 科学・技術	企業は、受入国の技術革新能力の発展、受入国への技術・ノウハウの移転等に貢献すべき。2023年の改訂では、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の進展を反映。企業による技術の開発・販売・使用についてリスクベースのデュー・ディリジェンス実施への期待を記載。
X. 競争	企業は、法律・規則の枠内において競争的な方法で活動すべき。
XI. 納税	企業は納税義務を履行することにより、受入国の公共財政に貢献すべき。

行動指針において期待される

企業の責任とは？

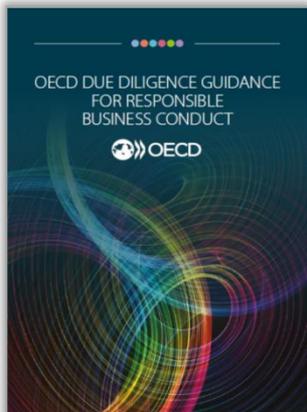
- ① 企業が経済、環境、社会面での発展に積極的に貢献。
- ② 企業の活動から生じる「負の影響 (adverse impact) 」を避け、「負の影響」が生じた場合には、これに対応する。

企業は、実際の／潜在的な負の影響を特定し、防止し、緩和する一連のプロセス (デュー・ディリジェンス) を実施する必要がある。



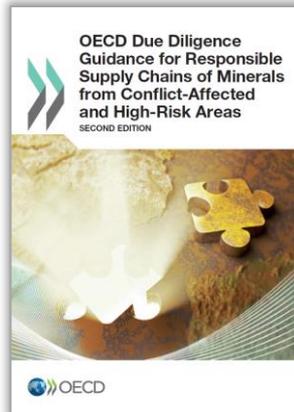
デュー・ディリジェンス・ガイダンス

分野を問わず利用可能



RBCのための
OECDデュー・ディリ
ジェンス・ガイダン
ス(2018年)

鉱物



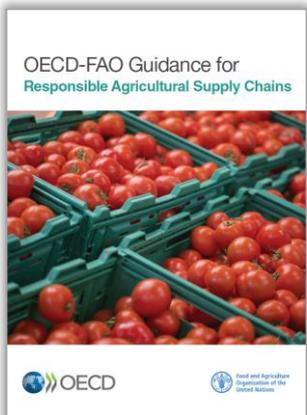
OECD 紛争地域お
よび高リスク地域
からの鉱物の責任
あるサプライチェー
ンのためのデュー・
ディリジェンス・ガイ
ダンス(2011年)
(第三版日本語仮
訳あり)

採掘産業



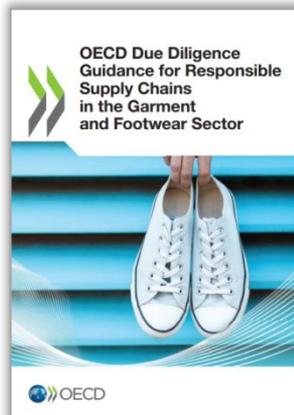
OECD 採掘産業に
おける意義あるス
テークホルダー関
与のためのデュー・
ディリジェンス・ガイ
ダンス (2016年)

農業



OECD-FAO 責任あ
る農業サプライ
チェーンのための
ガイダンス(2016
年)

衣服・履物



OECD 衣服・履物
産業における責任
あるサプライチェー
ンのためのデュー・
ディリジェンス・ガイ
ダンス(2017年)

金融



機関投資家の責任
ある企業行動
(2017年)

日本NCPとは

- 日本NCPは、2000年のOECD理事会決定で各国に連絡窓口（NCP：National Contact Point）を設置することが決定されたことを受け、2000年に設立。
- 日本NCPは、外務省、厚生労働省、経済産業省の3省で構成。
（各国NCPの構成は、政府の関係省庁で構成される場合、政・労・使三者構成、政府から独立した組織の場合等様々。）
- 日本NCPに加え、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会がメンバーとなる諮問委員会（日本NCP委員会）も立ち上げ、定期的に、行動指針の普及・実施に関し会合を行っている。



行動指針に係る問題処理制度

1. 問題提起

2. (1) 受領

問題提起に必要な事項が書かれていることを確認し、受領通知を送付

(2) 関係するNCP間の調整

(3) 初期評価

問題が「更なる検討に値する」か否か検討する

更なる検討に
値する

3. 当事者への支援

- ・ 当事者との協議
- ・ 当事者に対して対話をあっせん

当事者間で
合意

当事者間での
合意が不成立

当事者が対
話
に参加せず

更なる検討に
値しない

4. 手続きの終了

問題提起の概要、NCP手続の概要などを記した報告もしくは声明を発出。原則、企業名も記載。

■ 日本NCP連絡先

外務省経済局経済協力開発機構室

e-mail: jpn-ncp@mofa.go.jp